

中華人民共和國監察法（日本語訳）

出典：国家統計局ウェブサイト掲載「中华人民共和国監察法」（国家法律法規データベースからの転載。2018 年 3 月 20 日第 13 期全国人民代表大会第 1 回会議採択、2024 年 12 月 25 日第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 13 回会議の決定により改正）

https://www.stats.gov.cn/gk/tjfg/xgxfhg/202503/t20250310_1958921.html

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

第 1 章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】 为了深入开展党风廉政建设和反腐败工作，加强对所有行使公权力的公职人员的监督，实现国家监察全面覆盖，持续深化国家监察体制改革，推进国家治理体系和治理能力现代化，根据宪法，制定本法。

【訳文】 清廉な政治の建設及び反腐敗活動を深く展開し、公権力を行使する全ての公職者に対する監督を強化し、国家監察の全面的な網羅を実現し、国家監察体制改革を引き続き深化させ、国家統治体系及び統治能力の現代化を推進するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第二条

【原文】 坚持中国共产党对国家监察工作的领导，以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论、“三个代表”重要思想、科学发展观、习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，构建集中统一、权威高效的中国特色国家监察体制。

【訳文】 国家監察活動に対する中国共産党の指導を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」重要思想、科学的発展観及び習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針として、集中統一され、権威があり、かつ高効率な中国の特色ある国家監察体制を構築する。

第三条

【原文】 各级监察委员会是行使国家监察职能的专责机关，依照本法对所有行使公权力的公职人员（以下称公职人员）进行监察，调查职务违法和职务犯罪，开展廉政建设和反腐败工作，维护宪法和法律的尊严。

【訳文】 各級の監察委員会は、国家の監察職能を行使する専責機関であり、この法律に基づき、公権力を行使する全ての公職者（以下「公職者」という。）に対して監察を行い、職務違法及び職務犯罪を調査し、清廉な政治の建設及び反腐敗活動を展開し、憲法及び法律の尊厳を守る。

第四条

【原文】 监察委员会依照法律规定独立行使监察权，不受行政机关、社会团体和个人的干涉。

【訳文】 監察委員会は、法律の規定に基づき独立して監察権を行使し、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。

【原文】 监察机关办理职务违法和职务犯罪案件，应当与审判机关、检察机关、执法部门互相配合，互相制约。

【訳文】 監察機関は、職務違法及び職務犯罪の事件を処理するに当たり、裁判機関、検察機関及び法執行部門と相互に協力し、及び相互に制約しなければならない。

【原文】 监察机关在工作中需要协助的，有关机关和单位应当根据监察机关的要求依法予以协助。

【訳文】 監察機関が活動において協力を必要とするときは、関係する機関及び法人その他の団体は、監察機関の要求に応じ、法に基づき協力しなければならない。

第五条

【原文】国家监察工作严格遵照宪法和法律，以事实为根据，以法律为准绳；权责对等，严格监督；遵守法定程序，公正履行职责；尊重和保障人权，在适用法律上一律平等，保障监察对象及相关人员的合法权益；惩戒与教育相结合，宽严相济。

【訳文】国家監察活動は、憲法及び法律を厳格に遵守し、事実を根拠とし、法律を基準とし、権限と責任とを対等にし、厳格に監督し、法定の手續を遵守し、公正に職責を履行し、人権を尊重し、及び保障し、法律の適用において一律に平等とし、監察対象者及び関係者の合法的な權益を保障し、懲戒と教育とを結合し、寛容と厳格とを適切に組み合わせる。

第六条

【原文】国家监察工作坚持标本兼治、综合治理，强化监督问责，严厉惩治腐败；深化改革、健全法治，有效制约和监督权力；加强法治教育和道德教育，弘扬中华优秀传统文化，构建不敢腐、不能腐、不想腐的长效机制。

【訳文】国家監察活動は、根本と表面の双方に対処し、総合的に対処することを堅持し、監督及び問責を強化し、腐敗を厳しく処罰し、改革を深化させ、法治を健全化し、権力を有効に制約し、及び監督し、法治教育及び道德教育を強化し、中華の優れた伝統文化を発揚し、腐敗をあえてしない、腐敗をすることができない、腐敗をしようと思わない長期的に有効な仕組みを構築する。

第2章 監察機関及びその職責（第二章 监察机关及其职责）

第七条

【原文】中华人民共和国国家监察委员会是最高监察机关。

【訳文】中華人民共和国国家監察委員會は、最高の監察機関である。

【原文】省、自治区、直辖市、自治州、县、自治县、市、市辖区设立监察委员会。

【訳文】省、自治区、直轄市、自治州、県、自治県、市及び市轄区に、監察委員會を設置する。

第八条

【原文】国家监察委员会由全国人民代表大会产生，负责全国监察工作。

【訳文】国家監察委員会は、全国人民代表大会により選出され、全国の監察活動に責任を負う。

【原文】国家监察委员会由主任、副主任若干人、委员若干人组成，主任由全国人民代表大会选举，副主任、委员由国家监察委员会主任提请全国人民代表大会常务委员会任免。

【訳文】国家監察委員会は、主任、副主任若干名及び委員若干名により構成し、主任は全国人民代表大会が選挙し、副主任及び委員は国家監察委員会主任の提請により全国人民代表大会常務委員会が任免する。

【原文】国家监察委员会主任每届任期同全国人民代表大会每届任期相同，连续任职不得超过两届。

【訳文】国家監察委員会主任の各期の任期は、全国人民代表大会の各期の任期と同じとし、連続して2期を超えて在任することはできない。

【原文】国家监察委员会对全国人民代表大会及其常务委员会负责，并接受其监督。

【訳文】国家監察委員会は、全国人民代表大会及びその常務委員会に対して責任を負い、かつ、その監督を受ける。

第九条

【原文】地方各级监察委员会由本级人民代表大会产生，负责本行政区域内的监察工作。

【訳文】地方各級の監察委員会は、同級の人民代表大会により選出され、当該行政区域内の監察活動に責任を負う。

【原文】地方各级监察委员会由主任、副主任若干人、委员若干人组成，主任由本级人民代表大会选举，副主任、委员由监察委员会主任提请本级人民代表大会常务委员会任免。

【訳文】 地方各級の監察委員会は、主任、副主任若干名及び委員若干名により構成し、主任は同級の人民代表大会が選挙し、副主任及び委員は監察委员会主任の提請により同級の人民代表大会常務委員会が任免する。

【原文】 地方各级监察委员会主任每届任期同本级人民代表大会每届任期相同。

【訳文】 地方各級の監察委员会主任の各期の任期は、同級の人民代表大会の各期の任期と同じとする。

【原文】 地方各级监察委员会对本级人民代表大会及其常务委员会和上一级监察委员会负责，并接受其监督。

【訳文】 地方各級の監察委員会は、同級の人民代表大会及びその常務委員会並びに 1 級上の監察委員会に対して責任を負い、かつ、その監督を受ける。

第十条

【原文】 国家监察委员会领导地方各级监察委员会的工作，上级监察委员会领导下级监察委员会的工作。

【訳文】 国家監察委員会は、地方各級の監察委員会の活動を指導し、上級の監察委員会は、下級の監察委員会の活動を指導する。

第十一条

【原文】 监察委员会依照本法和有关法律规定履行监督、调查、处置职责：

【訳文】 監察委員会は、この法律及び関係する法律の規定に基づき、監督、調査及び処置の職責を履行する。

【原文】 （一）对公职人员开展廉政教育，对其依法履职、秉公用权、廉洁从政从业以及道德操守情况进行监督检查；

【訳文】（1）公職者に対して清廉な政治に関する教育を行い、その法に基づく職務の履行、公正な権力の行使、清廉な政務及び業務への従事並びに道徳的品行の状況について監督検査を行うこと。

【原文】（二）对涉嫌贪污贿赂、滥用职权、玩忽职守、权力寻租、利益输送、徇私舞弊以及浪费国家资财等职务违法和职务犯罪进行调查；

【訳文】（2）汚職・賄賂、職権濫用、職務怠慢、権力によるレントシーキング、利益の不当な移転、私情による不正行為及び国の財産の浪費等の職務違法及び職務犯罪の嫌疑について調査を行うこと。

【原文】（三）对违法的公职人员依法作出政务处分决定；对履行职责不力、失职失责的领导人员进行问责；对涉嫌职务犯罪的，将调查结果移送人民检察院依法审查、提起公诉；向监察对象所在单位提出监察建议。

【訳文】（3）違法な公職者に対して法に基づき政務処分の決定をすること、職責の履行が不十分であり、又は職責を怠った指導者に対して問責を行うこと、職務犯罪の嫌疑があるときは、調査の結果を人民検察院に移送し、法に基づき審査し、及び公訴を提起させること、並びに監察対象者の所属する法人その他の団体に対して監察建議をすること。

第十二条

【原文】各级监察委员会可以向本级中国共产党机关、国家机关、中国人民政治协商委员会机关、法律法规授权或者委托管理公共事务的组织 and 单位以及辖区内特定区域、国有企业、事业单位等派驻或者派出监察机构、监察专员。

【訳文】各級の監察委員会は、同級の中国共産党の機関、国家機関、中国人民政治協商會議委員會の機関、法律法規により授權され、又は委託を受けて公共事務を管理する組織及び法人その他の団体並びに管轄区域内の特定の区域、国有企業、事業単位【訳者注：国が設立する公益的な非営利組織】等に、監察機構又は監察専員を派駐し、又は派出することができる。

【原文】经国家监察委员会批准，国家监察委员会派驻本级实行垂直管理或者双重领导并以上级单位领导为主的单位、国有企业的监察机构、监察专员，可以向驻在单位的下一级单位再派出。

【訳文】国家監察委員会の承認を経て、国家監察委員会が同級の垂直管理又は上級の指導を主とする二重指導を実施している法人その他の団体及び国有企業に派駐した監察機構及び監察専員は、駐在先の法人その他の団体の 1 級下の法人その他の団体に更に派出することができる。

【原文】经国家监察委员会批准，国家监察委员会派驻监察机构、监察专员，可以向驻在单位管理领导班子的普通高等学校再派出；国家监察委员会派驻国务院国有资产监督管理机构的监察机构，可以向驻在单位管理领导班子的国有企业再派出。

【訳文】国家監察委員会の承認を経て、国家監察委員会が派駐した監察機構及び監察専員は、駐在先の法人その他の団体が指導部を管理する普通高等教育機関に更に派出することができ、国家監察委員会が国務院国有資産監督管理機構に派駐した監察機構は、駐在先の法人その他の団体が指導部を管理する国有企業に更に派出することができる。

【原文】监察机构、监察专员对派驻或者派出它的监察委员会或者监察机构、监察专员负责。

【訳文】監察機構及び監察専員は、それを派駐し、又は派出した監察委員会又は監察機構若しくは監察専員に対して責任を負う。

第十三条

【原文】派驻或者派出的监察机构、监察专员根据授权，按照管理权限依法对公职人员进行监督，提出监察建议，依法对公职人员进行调查、处置。

【訳文】派駐され、又は派出された監察機構及び監察専員は、授權に基づき、管理権限に従い、法に基づき公職者に対して監督を行い、監察建議をし、並びに法に基づき公職者に対して調査及び処置を行う。

第十四条

【原文】国家实行监察官制度，依法确定监察官的等级设置、任免、考评和晋升等制度。

【訳文】国は、監察官制度を実施し、法に基づき監察官の等級の設定、任免、考課及び昇進等の制度を定める。

第3章 監察の範囲及び管轄（第三章 監察范围和管轄）

第十五条

【原文】 监察机关对下列公职人员和有关人员进行监察：

【訳文】 監察機関は、次に掲げる公職者及び関係者に対して監察を行う。

【原文】（一）中国共产党机关、人民代表大会及其常务委员会机关、人民政府、监察委员会、人民法院、人民检察院、中国人民政治协商会议各级委员会机关、民主党派机关和工商业联合会机关的公务员，以及参照《中华人民共和国公务员法》管理的人员；

【訳文】（1）中国共産党の機関、人民代表大会及びその常務委員会の機関、人民政府、監察委員会、人民法院、人民検察院、中国人民政治協商会議各級委員会の機関、民主党派の機関並びに工商業聯合会の機関の公務員並びに「中華人民共和国公務員法」に準じて管理される者

【原文】（二）法律、法规授权或者受国家机关依法委托管理公共事务的组织中从事公务的人员；

【訳文】（2）法律若しくは法規により授権され、又は国家機関から法に基づき委託を受けて公共事務を管理する組織において公務に従事する者

【原文】（三）国有企业管理人员；

【訳文】（3）国有企業の管理者

【原文】（四）公办的教育、科研、文化、医疗卫生、体育等单位中从事管理的人员；

【訳文】（4）公立の教育、科学研究、文化、医療衛生、体育等の法人その他の団体において管理に従事する者

【原文】（五）基层群众性自治组织中从事管理的人员；

【訳文】（5）基層大衆自治組織において管理に従事する者

【原文】（六）其他依法履行公职的人员。

【訳文】（6）その他法に基づき公職を履行する者

第十六条

【原文】各级监察机关按照管理权限管辖本辖区内本法第十五条规定的人员所涉监察事项。

【訳文】各級の監察機関は、管理権限に従い、当該管轄区域内のこの法律第 15 条に規定する者に係る監察事項を管轄する。

【原文】上级监察机关可以办理下一级监察机关管辖范围内的监察事项，必要时也可以办理所辖各级监察机关管辖范围内的监察事项。

【訳文】上級の監察機関は、1 級下の監察機関の管轄範囲内の監察事項を処理することができ、必要なときは、所管する各級の監察機関の管轄範囲内の監察事項を処理することもできる。

【原文】监察机关之间对监察事项的管辖有争议的，由其共同的上级监察机关确定。

【訳文】監察機関の間で監察事項の管轄について争いがあるときは、その共通の上級監察機関が確定する。

第十七条

【原文】上级监察机关可以将其所管辖的监察事项指定下级监察机关管辖，也可以将下级监察机关有管辖权的监察事项指定给其他监察机关管辖。

【訳文】 上級の監察機関は、その管轄する監察事項を下級の監察機関に指定して管轄させることができ、また、下級の監察機関が管轄権を有する監察事項を他の監察機関に指定して管轄させることもできる。

【原文】 监察机关认为所管辖的监察事项重大、复杂，需要由上级监察机关管辖的，可以报请上级监察机关管辖。

【訳文】 監察機関は、管轄する監察事項が重大又は複雑であり、上級の監察機関が管轄する必要があると認めるときは、上級の監察機関に管轄を求めることができる。

第 4 章 監察の権限（第四章 監察权限）

第十八条

【原文】 监察机关行使监督、调查职权，有权依法向有关单位和个人了解情况，收集、调取证据。有关单位和个人应当如实提供。

【訳文】 監察機関は、監督及び調査の職権を行使するに当たり、法に基づき関係する法人その他の団体及び個人から状況を聴取し、並びに証拠を収集し、及び取り寄せる権限を有する。関係する法人その他の団体及び個人は、ありのままに提供しなければならない。

【原文】 监察机关及其工作人员对监督、调查过程中知悉的国家秘密、工作秘密、商业秘密、个人隐私和个人信息，应当保密。

【訳文】 監察機関及びその職員は、監督及び調査の過程において知り得た国家秘密、業務上の秘密、営業秘密、個人のプライバシー及び個人情報について、秘密を保持しなければならない。

【原文】 任何单位和个人不得伪造、隐匿或者毁灭证据。

【訳文】 いかなる法人その他の団体及び個人も、証拠を偽造し、隠匿し、又は隠滅してはならない。

第十九条

【原文】对可能发生职务违法的监察对象，监察机关按照管理权限，可以直接或者委托有关机关、人员进行谈话，或者进行函询，要求说明情况。

【訳文】職務違法を犯すおそれのある監察対象者に対しては、監察機関は、管理権限に従い、直接に、又は関係する機関若しくは人員に委託して、談話を行い、又は書面照会を行い、状況の説明を求めることができる。

第二十条

【原文】在调查过程中，对涉嫌职务违法的被调查人，监察机关可以进行谈话，要求其就涉嫌违法行为作出陈述，必要时向被调查人出具书面通知。

【訳文】調査の過程において、職務違法の嫌疑のある被調査人に対しては、監察機関は、談話を行い、嫌疑のある違法行為について供述を求めることができ、必要なときは、被調査人に書面による通知を交付する。

【原文】对涉嫌贪污贿赂、失职渎职等职务犯罪的被调查人，监察机关可以进行讯问，要求其如实供述涉嫌犯罪的情况。

【訳文】汚職・賄賂、職務怠慢・職務懈怠等の職務犯罪の嫌疑のある被調査人に対しては、監察機関は、訊問を行い、嫌疑のある犯罪の状況についてありのままに供述するよう求めることができる。

第二十一条

【原文】监察机关根据案件情况，经依法审批，可以强制涉嫌严重职务违法或者职务犯罪的被调查人到案接受调查。

【訳文】監察機関は、事件の状況に応じ、法に基づく審査承認を経て、重大な職務違法又は職務犯罪の嫌疑のある被調査人を強制的に出頭させて調査を受けさせること【訳者注：以下、原文の用語に従い「強制到案」という。】ができる。

第二十二条

【原文】在调查过程中，监察机关可以询问证人等人员。

【訳文】 調査の過程において、監察機関は、証人等の者を尋問することができる。

第二十三条

【原文】 被调查人涉嫌严重职务违法或者职务犯罪，并有下列情形之一的，经监察机关依法审批，可以对其采取责令候查措施：

【訳文】 被調査人に重大な職務違法又は職務犯罪の嫌疑があり、かつ、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、監察機関の法に基づく審査承認を経て、その者に対して責令候査【訳者注：遵守事項を課したうえで在宅のまま調査に応じさせる措置。刑事訴訟法の取保候審に類似する。】の措置をとることができる。

【原文】 （一）不具有本法第二十四条第一款所列情形的；

【訳文】 （1）この法律第 24 条第 1 項に掲げる事由がないとき。

【原文】 （二）符合留置条件，但患有严重疾病、生活不能自理的，系怀孕或者正在哺乳自己婴儿的妇女，或者生活不能自理的人的唯一扶养人；

【訳文】 （2）留置の要件に該当するが、重篤な疾病にかかり、若しくは自ら生活することができない者、妊娠中若しくは自己の乳児に授乳中の女性又は自ら生活することができない者の唯一の扶養者であるとき。

【原文】 （三）案件尚未办结，但留置期限届满或者对被留置人员不需要继续采取留置措施的；

【訳文】 （3）事件の処理がまだ終わっていないが、留置の期間が満了し、又は被留置者に対して留置の措置を継続してとる必要がないとき。

【原文】 （四）符合留置条件，但因为案件的特殊情况或者办理案件的需要，采取责令候查措施更为适宜的。

【訳文】 （4）留置の要件に該当するが、事件の特殊な事情又は事件処理の必要により、責令候査の措置をとることがより適当であるとき。

【原文】被责令候查人员应当遵守以下规定：

【訳文】責令候査を受けた者は、次に掲げる規定を遵守しなければならない。

【原文】（一）未经监察机关批准不得离开所居住的直辖市、设区的市的城市市区或者不设区的市、县的辖区；

【訳文】（1）監察機関の承認を経ずに、居住する直辖市若しくは区を設ける市の市街地又は区を設けない市若しくは県の管轄区域を離れてはならないこと。

【原文】（二）住址、工作单位和联系方式发生变动的，在二十四小时以内向监察机关报告；

【訳文】（2）住所、勤務先及び連絡方法に変更があったときは、24 時間以内に監察機関に報告すること。

【原文】（三）在接到通知的时候及时到案接受调查；

【訳文】（3）通知を受けたときは、速やかに出頭して調査を受けること。

【原文】（四）不得以任何形式干扰证人作证；

【訳文】（4）いかなる形式によっても、証人の証言を妨害してはならないこと。

【原文】（五）不得串供或者伪造、隐匿、毁灭证据。

【訳文】（5）口裏合わせをし、又は証拠を偽造し、隠匿し、若しくは隠滅してはならないこと。

【原文】被责令候查人员违反前款规定，情节严重的，可以依法予以留置。

【訳文】 責令候査を受けた者が前項の規定に違反し、情状が重いときは、法に基づき留置することができる。

第二十四条

【原文】 被调查人涉嫌贪污贿赂、失职渎职等严重职务违法或者职务犯罪，监察机关已经掌握其部分违法犯罪事实及证据，仍有重要问题需要进一步调查，并有下列情形之一的，经监察机关依法审批，可以将其留置在特定场所：

【訳文】 被調査人に汚職・賄賂、職務怠慢・職務懈怠等の重大な職務違法又は職務犯罪の嫌疑があり、監察機関がその違法犯罪事実の一部及び証拠を既に把握しているが、なお重要な問題について更に調査する必要がある、かつ、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、監察機関の法に基づく審査承認を経て、その者を特定の場所に留置することができる。

【原文】 （一）涉及案情重大、复杂的；

【訳文】 （1）事件の内容が重大又は複雑であるとき。

【原文】 （二）可能逃跑、自杀的；

【訳文】 （2）逃亡し、又は自殺するおそれがあるとき。

【原文】 （三）可能串供或者伪造、隐匿、毁灭证据的；

【訳文】 （3）口裏合わせをし、又は証拠を偽造し、隠匿し、若しくは隠滅するおそれがあるとき。

【原文】 （四）可能有其他妨碍调查行为的。

【訳文】 （4）その他調査を妨害する行為をするおそれがあるとき。

【原文】 对涉嫌行贿犯罪或者共同职务犯罪的涉案人员，监察机关可以依照前款规定采取留置措施。

【訳文】 贈賄罪又は共同の職務犯罪の嫌疑のある事件関係者に対しては、監察機関は、前項の規定により留置の措置をとることができる。

【原文】 留置場所的设置、管理和监督依照国家有关规定执行。

【訳文】 留置場所の設置、管理及び監督は、国の関係規定により行う。

第二十五条

【原文】 对于未被留置的下列人员，监察机关发现存在逃跑、自杀等重大安全风险的，经依法审批，可以进行管护：

【訳文】 留置されていない次に掲げる者について、監察機関は、逃亡、自殺等の重大な安全上のリスクがあることを発見したときは、法に基づく審査承認を経て、管护【訳者注：留置に先立って短期間身柄を確保する措置】を行うことができる。

【原文】 （一）涉嫌严重职务违法或者职务犯罪的自动投案人员；

【訳文】 （1）重大な職務違法又は職務犯罪の嫌疑があり、自ら出頭した者

【原文】 （二）在接受谈话、函询、询问过程中，交代涉嫌严重职务违法或者职务犯罪问题的人员；

【訳文】 （2）談話、書面照会又は尋問を受ける過程において、重大な職務違法又は職務犯罪の嫌疑のある問題を自供した者

【原文】 （三）在接受讯问过程中，主动交代涉嫌重大职务犯罪问题的人员。

【訳文】 （3）訊問を受ける過程において、重大な職務犯罪の嫌疑のある問題を自ら進んで自供した者

【原文】 采取管护措施后，应当立即将被管护人员送留置场所，至迟不得超过二十四小时。

【訳文】 管護の措置をとった後は、直ちに被管護者を留置場所へ送致しなければならない、遅くとも 24 時間を超えてはならない。

第二十六条

【原文】 监察机关调查涉嫌贪污贿赂、失职渎职等严重职务违法或者职务犯罪，根据工作需要，可以依照规定查询、冻结涉案单位和个人的存款、汇款、债券、股票、基金份额等财产。有关单位和个人应当配合。

【訳文】 監察機関は、汚職・賄賂、職務怠慢・職務懈怠等の重大な職務違法又は職務犯罪の嫌疑を調査するに当たり、業務上の必要に応じ、規定に従い、事件に関係する法人その他の団体及び個人の預金、送金、債券、株式、ファンド持分等の財産を照会し、及び凍結することができる。関係する法人その他の団体及び個人は、協力しなければならない。

【原文】 冻结的财产经查明与案件无关的，应当在查明后三日内解除冻结，予以退还。

【訳文】 凍結した財産が事件と無関係であることが判明したときは、判明した後 3 日以内に凍結を解除し、返還しなければならない。

第二十七条

【原文】 监察机关可以对涉嫌职务犯罪的被调查人以及可能隐藏被调查人或者犯罪证据的人的身体、物品、住处和其他有关地方进行搜查。在搜查时，应当出示搜查证，并有被搜查人或者其家属等见证人在场。

【訳文】 監察機関は、職務犯罪の嫌疑のある被調査人及び被調査人又は犯罪の証拠を隠匿しているおそれのある者の身体、物品、住居その他の関係する場所について捜索を行うことができる。捜索を行うときは、捜索証を提示し、かつ、被捜索者又はその家族等の立会人を立ち合わせなければならない。

【原文】 搜查女性身体，应当由女性工作人员进行。

【訳文】 女性の身体への捜索は、女性の職員が行わなければならない。

【原文】 监察机关进行搜查时，可以根据工作需要提请公安机关配合。公安机关应当依法予以协助。

【訳文】 監察機関は、捜索を行うときは、業務上の必要に応じ、公安機関に協力を求めることができる。公安機関は、法に基づき協力しなければならない。

第二十八条

【原文】 监察机关在调查过程中，可以调取、查封、扣押用以证明被调查人涉嫌违法犯罪的财物、文件和电子数据等信息。采取调取、查封、扣押措施，应当收集原物原件，会同持有人或者保管人、见证人，当面逐一拍照、登记、编号，开列清单，由在场人员当场核对、签名，并将清单副本交财物、文件的持有人或者保管人。

【訳文】 監察機関は、調査の過程において、被調査人の違法犯罪の嫌疑を証明するために用いる財物、文書、電子データ等の情報を取り寄せ、封印し、及び差し押さえることができる。取寄せ、封印又は差押えの措置をとるときは、原物及び原本を収集し、保有者又は保管者及び立会人とともに、その面前で1点ごとに写真を撮影し、登記し、及び番号を付し、目録を作成し、その場にいる者がその場で照合して署名し、並びに目録の副本を財物又は文書の保有者又は保管者に交付しなければならない。

【原文】 对调取、查封、扣押的财物、文件，监察机关应当设立专用账户、专门场所，确定专门人员妥善保管，严格履行交接、调取手续，定期对账核实，不得毁损或者用于其他目的。对价值不明物品应当及时鉴定，专门封存保管。

【訳文】 取り寄せ、封印し、又は差し押さえた財物及び文書について、監察機関は、専用口座及び専用の場所を設け、専任の担当者を定めて適切に保管し、引継ぎ及び取寄せの手続を厳格に履行し、定期的に帳簿と照合して確認しなければならない、毀損し、又は他の目的に使用してはならない。価値が明らかでない物品は、速やかに鑑定し、特別に封印して保管しなければならない。

【原文】 查封、扣押的财物、文件经查明与案件无关的，应当在查明后三日内解除查封、扣押，予以退还。

【訳文】 封印し、又は差し押さえた財物及び文書が事件と無関係であることが判明したときは、判明した後3日以内に封印又は差押えを解除し、返還しなければならない。

第二十九条

【原文】 监察机关在调查过程中，可以直接或者指派、聘请具有专门知识的人在调查人员主持下进行勘验检查。勘验检查情况应当制作笔录，由参加勘验检查的人员和见证人签名或者盖章。

【訳文】 監察機関は、調査の過程において、直接に、又は専門的知識を有する者を指名し、若しくは招聘して、調査担当者の主宰の下で検証及び検査を行うことができる。検証及び検査の状況は、調書を作成し、検証及び検査に参加した者及び立会人が署名し、又は押印しなければならない。

【原文】 必要时，监察机关可以进行调查实验。调查实验情况应当制作笔录，由参加实验的人员签名或者盖章。

【訳文】 必要なときは、監察機関は、調査実験を行うことができる。調査実験の状況は、調書を作成し、実験に参加した者が署名し、又は押印しなければならない。

第三十条

【原文】 监察机关在调查过程中，对于案件中的专门性问题，可以指派、聘请有专门知识的人进行鉴定。鉴定人进行鉴定后，应当出具鉴定意见，并且签名。

【訳文】 監察機関は、調査の過程において、事件における専門的な問題について、専門的知識を有する者を指名し、又は招聘して鑑定を行わせることができる。鑑定人は、鑑定を行った後、鑑定意見を提出し、かつ、署名しなければならない。

第三十一条

【原文】 监察机关调查涉嫌重大贪污贿赂等职务犯罪，根据需要，经过严格的批准手续，可以采取技术调查措施，按照规定交有关机关执行。

【訳文】 監察機関は、重大な汚職・賄賂等の職務犯罪の嫌疑を調査するに当たり、必要に応じ、厳格な承認手続を経て、技術調査措置をとることができ、規定に従い関係機関に執行させる。

【原文】批准决定应当明确采取技术调查措施的种类和适用对象，自签发之日起三个月以内有效；对于复杂、疑难案件，期限届满仍有必要继续采取技术调查措施的，经过批准，有效期可以延长，每次不得超过三个月。对于不需要继续采取技术调查措施的，应当及时解除。

【訳文】承認の決定は、とる技術調査措置の種類及び適用対象を明確にしなければならず、署名発出の日から3か月以内有効とする。複雑又は困難な事件について、期間満了後もなお技術調査措置を継続してとる必要があるときは、承認を経て、有効期間を延長することができるが、1回の延長は3か月を超えてはならない。技術調査措置を継続してとる必要がなくなったときは、速やかに解除しなければならない。

第三十二条

【原文】依法应当留置的被调查人如果在逃，监察机关可以决定在本行政区域内通缉，由公安机关发布通缉令，追捕归案。通缉范围超出本行政区域的，应当报请有权决定的上级监察机关决定。

【訳文】法に基づき留置すべき被調査人が逃走しているときは、監察機関は、当該行政区域内で指名手配することを決定することができ、公安機関が指名手配令を発し、追跡して逮捕し、出頭させる。指名手配の範囲が当該行政区域を超えるときは、決定権限を有する上級の監察機関に決定を求めなければならない。

第三十三条

【原文】监察机关为防止被调查人及相关人员逃匿境外，经省级以上监察机关批准，可以对被调查人及相关人员采取限制出境措施，由公安机关依法执行。对于不需要继续采取限制出境措施的，应当及时解除。

【訳文】監察機関は、被調査人及び関係者が国外に逃亡することを防止するため、省級以上の監察機関の承認を経て、被調査人及び関係者に対して出国制限の措置をとることができ、公安機関が法に基づき執行する。出国制限の措置を継続してとる必要がなくなったときは、速やかに解除しなければならない。

第三十四条

【原文】涉嫌职务犯罪的被调查人主动认罪认罚，有下列情形之一的，监察机关经领导人员集体研究，并报上一级监察机关批准，可以在移送人民检察院时提出从宽处罚的建议：

【訳文】職務犯罪の嫌疑のある被調査人が自ら進んで罪を認め、処罰を受け入れ、かつ、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、監察機関は、指導者による集団的な検討を経て、かつ、1 級上の監察機関の承認を得て、人民検察院に移送する際に、寛大な処罰の建議をすることができる。

【原文】（一）自动投案，真诚悔罪悔过的；

【訳文】（1）自ら出頭し、真摯に罪を悔い、過ちを悔いているとき。

【原文】（二）积极配合调查工作，如实供述监察机关还未掌握的违法犯罪行为的；

【訳文】（2）調査活動に積極的に協力し、監察機関がまだ把握していない違法犯罪行為をありのままに供述したとき。

【原文】（三）积极退赃，减少损失的；

【訳文】（3）不正な利得を積極的に返還し、損失を減少させたとき。

【原文】（四）具有重大立功表现或者案件涉及国家重大利益等情形的。

【訳文】（4）重大な功績を立てたとき、又は事件が国の重大な利益に関わる等の事由があるとき。

第三十五条

【原文】职务违法犯罪的涉案人员揭发有关被调查人职务违法犯罪行为，查证属实的，或者提供重要线索，有助于调查其他案件的，监察机关经领导人员集体研究，并报上一级监察机关批准，可以在移送人民检察院时提出从宽处罚的建议。

【訳文】職務違法犯罪の事件関係者が、関係する被調査人の職務違法犯罪行為を摘発し、調査により事実であることが確認されたとき、又は重要な手がかりを提供し、他の事件の調査に役立ったときは、監察機関は、指導者による集団的な検討を経て、かつ、1 級上の監察機関の承認を得て、人民検察院に移送する際に、寛大な処罰の建議をすることができる。

第三十六条

【原文】 监察机关依照本法规定收集的物证、书证、证人证言、被调查人供述和辩解、视听资料、电子数据等证据材料，在刑事诉讼中可以作为证据使用。

【訳文】 監察機関がこの法律の規定に基づき収集した物証、書証、証人の証言、被調査人の供述及び弁解、視聴覚資料、電子データ等の証拠資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができる。

【原文】 监察机关在收集、固定、审查、运用证据时，应当与刑事审判关于证据的要求和标准相一致。

【訳文】 監察機関は、証拠を収集し、固定し、審査し、及び運用するに当たり、刑事裁判における証拠に関する要求及び基準と一致させなければならない。

【原文】 以非法方法收集的证据应当依法予以排除，不得作为案件处置的依据。

【訳文】 違法な方法により収集した証拠は、法に基づき排除しなければならず、事件の処置の根拠としてはならない。

第三十七条

【原文】 人民法院、人民检察院、公安机关、审计机关等国家机关在工作中发现公职人员涉嫌贪污贿赂、失职渎职等职务违法或者职务犯罪的问题线索，应当移送监察机关，由监察机关依法调查处置。

【訳文】 人民法院、人民検察院、公安機関、会計検査機関等の国家機関は、活動において公職者に汚職・賄賂、職務怠慢・職務懈怠等の職務違法又は職務犯罪の嫌疑がある問題の手がかりを発見したときは、監察機関に移送し、監察機関が法に基づき調査し、及び処置しなければならない。

【原文】 被调查人既涉嫌严重职务违法或者职务犯罪，又涉嫌其他违法犯罪的，一般应当由监察机关为主调查，其他机关予以协助。

【訳文】被調査人に重大な職務違法又は職務犯罪の嫌疑があり、かつ、その他の違法犯罪の嫌疑もあるときは、原則として監察機関が主となって調査し、他の機関が協力しなければならない。

第5章 監察の手續（第五章 監察程序）

第三十八条

【原文】监察机关对于报案或者举报，应当接受并按照有关规定处理。对于不属于本机关管辖的，应当移送主管机关处理。

【訳文】監察機関は、事件の届出又は通報を受理し、関係規定に従い処理しなければならない。当該機関の管轄に属しないものについては、主管機関に移送して処理させなければならない。

第三十九条

【原文】监察机关应当严格按照程序开展工作，建立问题线索处置、调查、审理各部门相互协调、相互制约的工作机制。

【訳文】監察機関は、厳格に手續に従い活動を行い、問題の手がかりの処置、調査及び審理の各部門が相互に協調し、及び相互に制約する活動の仕組みを確立しなければならない。

【原文】监察机关应当加强对调查、处置工作全过程的监督管理，设立相应的工作部门履行线索管理、监督检查、督促办理、统计分析等管理协调职能。

【訳文】監察機関は、調査及び処置の活動の全過程に対する監督管理を強化し、相応の業務部門を設けて、手がかりの管理、監督検査、処理の督促、統計分析等の管理及び調整の職能を履行させなければならない。

第四十条

【原文】监察机关对监察对象的问题线索，应当按照有关规定提出处置意见，履行审批手续，进行分类办理。线索处置情况应当定期汇总、通报，定期检查、抽查。

【訳文】 監察機関は、監察対象者の問題の手がかりについて、関係規定に従い処置意見を出し、審査承認手続を履行し、分類して処理しなければならない。手がかりの処置状況は、定期的に集計し、通報し、並びに定期的に検査し、及び抜取検査しなければならない。

第四十一条

【原文】 需要采取初步核实方式处置问题线索的，监察机关应当依法履行审批程序，成立核查组。初步核实工作结束后，核查组应当撰写初步核实情况报告，提出处理建议。承办部门应当提出分类处理意见。初步核实情况报告和分类处理意见报监察机关主要负责人审批。

【訳文】 初步的確認の方式により問題の手がかりを処置する必要があるときは、監察機関は、法に基づき審査承認手続を履行し、確認チームを設けなければならない。初步的確認の作業が終了した後、確認チームは、初步的確認状況報告書を作成し、処理の建議をしなければならない。担当部門は、分類処理意見を出さなければならない。初步的確認状況報告書及び分類処理意見は、監察機関の主要責任者に提出して審査承認を受ける。

第四十二条

【原文】 经过初步核实，对监察对象涉嫌职务违法犯罪，需要追究法律责任的，监察机关应当按照规定的权限和程序办理立案手续。

【訳文】 初步的確認を経て、監察対象者に職務違法犯罪の嫌疑があり、法律上の責任を追及する必要があるときは、監察機関は、規定された権限及び手続に従い、立案手続を行わなければならない。

【原文】 监察机关主要负责人依法批准立案后，应当主持召开专题会议，研究确定调查方案，决定需要采取的调查措施。

【訳文】 監察機関の主要責任者は、法に基づき立案を承認した後、テーマ別会議を主宰して開催し、調査方案を検討して確定し、とる必要のある調査措置を決定しなければならない。

【原文】 立案调查决定应当向被调查人宣布，并通报相关组织。涉嫌严重职务违法或者职务犯罪的，应当通知被调查人家属，并向社会公开发布。

【訳文】立案調査の決定は、被調査人に宣告し、かつ、関係する組織に通報しなければならない。重大な職務違法又は職務犯罪の嫌疑があるときは、被調査人の家族に通知し、かつ、社会に公表しなければならない。

第四十三条

【原文】监察机关对职务违法和职务犯罪案件，应当进行调查，收集被调查人有无违法犯罪以及情节轻重的证据，查明违法犯罪事实，形成相互印证、完整稳定的证据链。

【訳文】監察機関は、職務違法及び職務犯罪の事件について、調査を行い、被調査人の違法犯罪の有無及び情状の軽重に関する証拠を収集し、違法犯罪事実を明らかにし、相互に裏付け合う完全かつ安定した証拠の連鎖を形成しなければならない。

【原文】调查人员应当依法文明规范开展调查工作。严禁以暴力、威胁、引诱、欺骗及其他非法方式收集证据，严禁侮辱、打骂、虐待、体罚或者变相体罚被调查人和涉案人员。

【訳文】調査担当者は、法に基づき、文明的かつ規範的に調査活動を行わなければならない。暴力、脅迫、誘導、欺罔その他の違法な方法により証拠を収集することを厳禁し、被調査人及び事件関係者を侮辱し、殴打し、罵倒し、虐待し、体罰を加え、又は形を変えて体罰を加えることを厳禁する。

【原文】监察机关及其工作人员在履行职责过程中应当依法保护企业产权和自主经营权，严禁利用职权非法干扰企业生产经营。需要企业经营者协助调查的，应当保障其人身权利、财产权利和其他合法权益，避免或者尽量减少对企业正常生产经营活动的影响。

【訳文】監察機関及びその職員は、職責を履行する過程において、法に基づき企業の財産権及び自主経営権を保護しなければならない。職権を利用して企業の生産経営に違法に干渉することを厳禁する。企業経営者に調査への協力を求める必要があるときは、その人身の権利、財産の権利その他の合法的な権益を保障し、企業の正常な生産経営活動への影響を回避し、又はできる限り減少させなければならない。

第四十四条

【原文】调查人员采取讯问、询问、强制到案、责令候查、管护、留置、搜查、调取、查封、扣押、勘验检查等调查措施，均应当依照规定出示证件，出具书面通知，由二人以上进行，形成笔录、报告等书面材料，并由相关人员签名、盖章。

【訳文】調査担当者は、訊問、尋問、強制到案、責令候查、管護、留置、搜索、取寄せ、封印、差押え、検証検査等の調査措置をとるときは、いずれも規定に従い証明書を提示し、書面による通知を交付し、2人以上で行い、調書、報告書等の書面資料を作成し、かつ、関係者が署名し、及び押印しなければならない。

【原文】调查人员进行讯问以及搜查、查封、扣押等重要取证工作，应当对全过程进行录音录像，留存备查。

【訳文】調査担当者は、訊問並びに搜索、封印、差押え等の重要な証拠収集活動を行うときは、全過程について録音録画を行い、保存して検査に備えなければならない。

第四十五条

【原文】调查人员应当严格执行调查方案，不得随意扩大调查范围、变更调查对象和事项。

【訳文】調査担当者は、調査方案を厳格に執行しなければならない、みだりに調査範囲を拡大し、又は調査の対象及び事項を変更してはならない。

【原文】对调查过程中的重要事项，应当集体研究后按程序请示报告。

【訳文】調査の過程における重要な事項については、集団的に検討した後、手続に従い指示を求め、報告しなければならない。

第四十六条

【原文】采取强制到案、责令候查或者管护措施，应当按照规定的权限和程序，经监察机关主要负责人批准。

【訳文】強制到案、責令候查又は管護の措置をとるときは、規定された権限及び手続に従い、監察機関の主要責任者の承認を経なければならない。

【原文】 强制到案持续的时间不得超过十二小时；需要采取管护或者留置措施的，强制到案持续的时间不得超过二十四小时。不得以连续强制到案的方式变相拘禁被调查人。

【訳文】 強制到案の継続時間は、12 時間を超えてはならない。管护又は留置の措置をとる必要があるときは、強制到案の継続時間は、24 時間を超えてはならない。連続して強制到案を行う方法により、形を変えて被調査人を拘禁してはならない。

【原文】 责令候查最长不得超过十二个月。

【訳文】 責令候査は、最長で 12 か月を超えてはならない。

【原文】 监察机关采取管护措施的，应当在七日以内依法作出留置或者解除管护的决定，特殊情况下可以延长一日至三日。

【訳文】 監察機関は、管护の措置をとったときは、7 日以内に法に基づき留置又は管护の解除の決定をしなければならない、特別な事情があるときは、1 日から 3 日まで延長することができる。

第四十七条

【原文】 监察机关采取留置措施，应当由监察机关领导人员集体研究决定。设区的市级以下监察机关采取留置措施，应当报上一级监察机关批准。省级监察机关采取留置措施，应当报国家监察委员会备案。

【訳文】 監察機関が留置の措置をとるときは、監察機関の指導者が集团的に検討して決定しなければならない。区を設ける市級以下の監察機関が留置の措置をとるときは、1 級上の監察機関の承認を得なければならない。省級の監察機関が留置の措置をとるときは、国家監察委員会に届け出なければならない。

第四十八条

【原文】 留置时间不得超过三个月。在特殊情况下，可以延长一次，延长时间不得超过三个月。省级以下监察机关采取留置措施的，延长留置时间应当报上一级监察机关批准。监察机关发现采取留置措施不当或者不需要继续采取留置措施的，应当及时解除或者变更为责令候查措施。

【訳文】留置の期間は、3 か月を超えてはならない。特別な事情があるときは、1 回延長することができ、延長の期間は 3 か月を超えてはならない。省級以下の監察機関が留置の措置をとった場合において、留置の期間を延長するときは、1 級上の監察機関の承認を得なければならない。監察機関は、留置の措置が不当であり、又は留置の措置を継続してとる必要がないことを発見したときは、速やかに解除し、又は責令候査の措置に変更しなければならない。

【原文】对涉嫌职务犯罪的被调查人可能判处十年有期徒刑以上刑罚，监察机关依照前款规定延长期限届满，仍不能调查终结的，经国家监察委员会批准或者决定，可以再延长二个月。

【訳文】職務犯罪の嫌疑のある被調査人が 10 年以上の有期懲役以上の刑に処せられる可能性がある場合において、監察機関が前項の規定により延長した期間が満了しても、なお調査を終結することができないときは、国家監察委員会の承認又は決定を経て、更に 2 か月延長することができる。

【原文】省级以上监察机关在调查期间，发现涉嫌职务犯罪的被调查人另有与留置时的罪行不同种的重大职务犯罪或者同种的影响罪名认定、量刑档次的重大职务犯罪，经国家监察委员会批准或者决定，自发现之日起依照本条第一款的规定重新计算留置时间。留置时间重新计算以一次为限。

【訳文】省級以上の監察機関は、調査期間中に、職務犯罪の嫌疑のある被調査人に、留置時の罪とは種類の異なる重大な職務犯罪又は同種で罪名の認定若しくは量刑の段階に影響する重大な職務犯罪が別にあることを発見したときは、国家監察委員会の承認又は決定を経て、発見した日から本条第 1 項の規定により留置の期間を改めて計算する。留置の期間の再計算は、1 回を限度とする。

第四十九条

【原文】监察机关采取强制到案、责令候查、管护、留置措施，可以根据工作需要提请公安机关配合。公安机关应当依法予以协助。

【訳文】監察機関は、強制到案、責令候査、管护又は留置の措置をとるに当たり、業務上の必要に応じ、公安機関に協力を求めることができる。公安機関は、法に基づき協力しなければならない。

【原文】 省级以下监察机关留置场所的看护勤务由公安机关负责，国家监察委员会留置场所的看护勤务由国家另行规定。留置看护队伍的管理依照国家有关规定执行。

【訳文】 省級以下の監察機関の留置場所の看守勤務は公安機関が担当し、国家監察委員会の留置場所の看守勤務は国が別に定める。留置看守隊の管理は、国の関係規定により行う。

第五十条

【原文】 采取管护或者留置措施后，应当在二十四小时以内，通知被管护人员、被留置人员所在单位和家属，但有可能伪造、隐匿、毁灭证据，干扰证人作证或者串供等有碍调查情形的除外。有碍调查的情形消失后，应当立即通知被管护人员、被留置人员所在单位和家属。解除管护或者留置的，应当及时通知被管护人员、被留置人员所在单位和家属。

【訳文】 管護又は留置の措置をとった後は、24 時間以内に、被管護者又は被留置者の所属する法人その他の団体及び家族に通知しなければならない。ただし、証拠を偽造し、隠匿し、若しくは隠滅し、証人の証言を妨害し、又は口裏合わせをするおそれがある等の調査に支障がある事由があるときは、この限りでない。調査に支障がある事由が消滅した後は、直ちに被管護者又は被留置者の所属する法人その他の団体及び家族に通知しなければならない。管護又は留置を解除したときは、速やかに被管護者又は被留置者の所属する法人その他の団体及び家族に通知しなければならない。

【原文】 被管护人员、被留置人员及其近亲属有权申请变更管护、留置措施。监察机关收到申请后，应当在三日以内作出决定；不同意变更措施的，应当告知申请人，并说明不同意的理由。

【訳文】 被管護者及び被留置者並びにその近親者は、管護又は留置の措置の変更を申請する権利を有する。監察機関は、申請を受けた後、3 日以内に決定をしなければならない。措置の変更不同意ときは、申請人に告知し、かつ、同意しない理由を説明しなければならない。

【原文】 监察机关应当保障被强制到案人员、被管护人员以及被留置人员的饮食、休息和安全，提供医疗服务。对其谈话、讯问的，应当合理安排时间和时长，谈话笔录、讯问笔录由被谈话人、被讯问人阅看后签名。

【訳文】 監察機関は、強制到案を受けた者、被管護者及び被留置者の飲食、休息及び安全を保障し、医療サービスを提供しなければならない。その者に対して談話又は訊問を行うとき

は、時間及び時間の長さを合理的に定めなければならない、談話調書及び訊問調書は、談話を受けた者及び訊問を受けた者が閲読した後に署名する。

【原文】被管護人員、被留置人員涉嫌犯罪移送司法機關後，被依法判處管制、拘役或者有期徒刑的，管護、留置一日折抵管制二日，折抵拘役、有期徒刑一日。

【訳文】被管護者及び被留置者が、犯罪の嫌疑により司法機関に移送された後、法に基づき管制、拘役又は有期懲役に処せられたときは、管護又は留置の1日を管制の2日に、拘役又は有期懲役の1日に、それぞれ算入する。

第五十一条

【原文】監察機關在調查工作結束後，應當依法對案件事實和證據、性質認定、程序手續、涉案財物等進行全面審理，形成審理報告，提請集體審議。

【訳文】監察機関は、調査活動が終了した後、法に基づき事件の事実及び証拠、性質の認定、手続、事件関係財物等について全面的な審理を行い、審理報告書を作成し、集団審議に付さなければならない。

第五十二条

【原文】監察機關根據監督、調查結果，依法作出如下處置：

【訳文】監察機関は、監督及び調査の結果に基づき、法に基づき次に掲げる処置を行う。

【原文】（一）對有職務違法行為但情節較輕的公職人員，按照管理權限，直接或者委託有關機關、人員，進行談話提醒、批評教育、責令檢查，或者予以誡勉；

【訳文】（1）職務違法行為があるが情状が比較的軽い公職者に対しては、管理権限に従い、直接に、又は関係する機関若しくは人員に委託して、談話による注意喚起、批判教育若しくは反省文の提出命令を行い、又は誡勉【訳者注：戒めと励ましを内容とする指導】を与えること。

【原文】（二）對違法的公職人員依照法定程序作出警告、記過、記大過、降級、撤職、開除等政務處分決定；

【訳文】（2）違法な公職者に対しては、法定の手續に従い、警告、記過、記大過、降級、撤職、開除等の政務処分【訳者注：公職者に対する懲戒的な処分。記過・記大過は過失の記録、撤職は職務からの解任、開除は免職に相当する。】の決定をすること。

【原文】（三）对不履行或者不正确履行职责负有责任的领导人员，按照管理权限对其直接作出问责决定，或者向有权作出问责决定的机关提出问责建议；

【訳文】（3）職責を履行せず、又は正しく履行しなかったことについて責任を負う指導者に対しては、管理権限に従い、直接に問責の決定をし、又は問責の決定をする権限を有する機関に問責の建議をすること。

【原文】（四）对涉嫌职务犯罪的，监察机关经调查认为犯罪事实清楚，证据确实、充分的，制作起诉意见书，连同案卷材料、证据一并移送人民检察院依法审查、提起公诉；

【訳文】（4）職務犯罪の嫌疑がある場合において、監察機関が、調査を経て、犯罪事実が明白であり、証拠が確実かつ十分であると認めるときは、起訴意見書を作成し、事件記録資料及び証拠とともに人民検察院に移送し、法に基づき審査し、及び公訴を提起させること。

【原文】（五）对监察对象所在单位廉政建设和履行职责存在的问题等提出监察建议。

【訳文】（5）監察対象者の所属する法人その他の団体の清廉な政治の建設及び職責の履行に存在する問題等について、監察建議をすること。

【原文】监察机关经调查，对没有证据证明被调查人存在违法犯罪行为的，应当撤销案件，并通知被调查人所在单位。

【訳文】監察機関は、調査を経て、被調査人に違法犯罪行為があることを証明する証拠がないときは、事件を取り消し、かつ、被調査人の所属する法人その他の団体に通知しなければならない。

第五十三条

【原文】监察机关经调查，对违法取得的财物，依法予以没收、追缴或者责令退赔；对涉嫌犯罪取得的财物，应当随案移送人民检察院。

【訳文】 監察機関は、調査を経て、違法に取得した財物については、法に基づき没収し、追徴し、又は返還・賠償を命じ、犯罪の嫌疑により取得した財物については、事件とともに人民検察院に移送しなければならない。

第五十四条

【原文】 对监察机关移送的案件，人民检察院依照《中华人民共和国刑事诉讼法》对被调查人采取强制措施。

【訳文】 監察機関が移送した事件については、人民検察院は、「中華人民共和国刑事訴訟法」に基づき被調査人に対して強制措置をとる。

【原文】 人民检察院经审查，认为犯罪事实已经查清，证据确实、充分，依法应当追究刑事责任的，应当作出起诉决定。

【訳文】 人民検察院は、審査を経て、犯罪事実が既に明らかにされ、証拠が確実かつ十分であり、法に基づき刑事責任を追及すべきであると認めるときは、起訴の決定をしなければならない。

【原文】 人民检察院经审查，认为需要补充核实的，应当退回监察机关补充调查，必要时可以自行补充侦查。对于补充调查的案件，应当在一个月内补充调查完毕。补充调查以二次为限。

【訳文】 人民検察院は、審査を経て、補充して確認する必要があると認めるときは、監察機関に差し戻して補充調査をさせなければならない、必要なときは、自ら補充捜査を行うことができる。補充調査をする事件については、1 か月以内に補充調査を完了しなければならない。補充調査は、2 回を限度とする。

【原文】 人民检察院对于有《中华人民共和国刑事诉讼法》规定的不起訴的情形，经上一级人民检察院批准，依法作出不起訴的决定。监察机关认为不起訴的决定有错误的，可以向上一级人民检察院提请复议。

【訳文】 人民検察院は、「中華人民共和国刑事訴訟法」に規定する不起訴の事由がある事件については、1 級上の人民検察院の承認を経て、法に基づき不起訴の決定をする。監察機関は、不起訴の決定に誤りがあると認めるときは、1 級上の人民検察院に再議を求めることができる。

第五十五条

【原文】 监察机关在调查贪污贿赂、失职渎职等职务犯罪案件过程中，被调查人逃匿或者死亡，有必要继续调查的，应当继续调查并作出结论。被调查人逃匿，在通缉一年后不能到案，或者死亡的，由监察机关提请人民检察院依照法定程序，向人民法院提出没收违法所得的申请。

【訳文】 監察機関は、汚職・賄賂、職務怠慢・職務懈怠等の職務犯罪事件を調査する過程において、被調査人が逃亡し、又は死亡した場合において、調査を継続する必要があるときは、調査を継続し、かつ、結論を出さなければならない。被調査人が逃亡し、指名手配から1年を経過しても出頭させることができないとき、又は死亡したときは、監察機関が人民検察院に求め、人民検察院が法定の手續に従い、人民法院に違法所得の没収の申立てをする。

第五十六条

【原文】 监察对象对监察机关作出的涉及本人的处理决定不服的，可以在收到处理决定之日起一个月内，向作出决定的监察机关申请复审，复审机关应当在一个月内作出复审决定；监察对象对复审决定仍不服的，可以在收到复审决定之日起一个月内，向上一级监察机关申请复核，复核机关应当在二个月内作出复核决定。复审、复核期间，不停止原处理决定的执行。复核机关经审查，认定处理决定有错误的，原处理机关应当及时予以纠正。

【訳文】 監察対象者は、監察機関がした本人に関する処理決定に不服があるときは、処理決定を受け取った日から1か月以内に、決定をした監察機関に再審査を申請することができ、再審査機関は、1か月以内に再審査の決定をしなければならない。監察対象者は、再審査の決定になお不服があるときは、再審査の決定を受け取った日から1か月以内に、1級上の監察機関に再審議を申請することができ、再審議機関は、2か月以内に再審議の決定をしなければならない。再審査及び再審議の期間中は、原処理決定の執行を停止しない。再審議機関が、審査を経て、処理決定に誤りがあると認定したときは、原処理機関は、速やかに是正しなければならない。

第6章 反腐败国際協力（第六章 反腐败国际合作）

第五十七条

【原文】 国家监察委员会统筹协调与其他国家、地区、国际组织开展的反腐败国际交流、合作，组织反腐败国际条约实施工作。

【訳文】 国家監察委員会は、他の国、地域及び国際組織との間で行う反腐敗に関する国際的な交流及び協力を統括して調整し、反腐敗国際条約の実施活動を組織する。

第五十八条

【原文】 国家監察委員会会同有关单位加强与有关国家、地区、国际组织在反腐败方面开展引渡、移管被判刑人、遣返、联合调查、调查取证、资产追缴和信息交流等执法司法合作和司法协助。

【訳文】 国家監察委員会は、関係する法人その他の団体とともに、関係する国、地域及び国際組織との間で、反腐敗の分野において、犯罪人引渡し、受刑者移送、送還、共同調査、調査・証拠収集、資産の回収及び情報交換等の法執行・司法協力及び司法共助を強化する。

第五十九条

【原文】 国家監察委员会加强对反腐败国际追逃追赃和防逃工作的组织协调，督促有关单位做好相关工作：

【訳文】 国家監察委員会は、反腐敗に関する国際的な逃亡者の追跡・財産の回収及び逃亡防止の活動の組織及び調整を強化し、関係する法人その他の団体に対し、次に掲げる関係する活動を適切に行うよう督促する。

【原文】 （一）对于重大贪污贿赂、失职渎职等职务犯罪案件，被调查人逃匿到国（境）外，掌握证据比较确凿的，通过开展境外追逃合作，追捕归案；

【訳文】 （1）重大な汚職・賄賂、職務怠慢・職務懈怠等の職務犯罪事件において、被調査人が国（境）外に逃亡し、比較的確実な証拠を把握しているときは、国外における逃亡者追跡協力を展開することにより、追跡して逮捕し、出頭させること。

【原文】 （二）向赃款赃物所在国请求查询、冻结、扣押、没收、追缴、返还涉案资产；

【訳文】 （2）不正な金銭及び物品の所在国に対し、事件に関係する資産の照会、凍結、差押え、没収、追徴及び返還を請求すること。

【原文】（三）查询、监控涉嫌职务犯罪的公职人员及其相关人员进出国（境）和跨境资金流动情况，在调查案件过程中设置防逃程序。

【訳文】（3）職務犯罪の嫌疑のある公職者及びその関係者の出入国（境）及び越境資金移動の状況を照会し、及び監視し、事件を調査する過程において逃亡防止の手順を設けること。

第7章 監察機関及び監察人員に対する監督（第七章 对监察机关和监察人员的监督）

第六十条

【原文】各级监察委员会应当接受本级人民代表大会及其常务委员会的监督。

【訳文】各級の監察委員会は、同級の人民代表大会及びその常務委員会の監督を受けなければならない。

【原文】各级人民代表大会常务委员会听取和审议本级监察委员会的专项工作报告，组织执法检查。

【訳文】各級の人民代表大会常務委員会は、同級の監察委員会の特定事項に関する活動報告を聴取し、及び審議し、法執行検査を組織する。

【原文】县级以上各级人民代表大会及其常务委员会举行会议时，人民代表大会代表或者常务委员会组成人员可以依照法律规定的程序，就监察工作中的有关问题提出询问或者质询。

【訳文】県級以上の各級の人民代表大会及びその常務委員会が会議を開催するときは、人民代表大会の代表又は常務委員会の構成員は、法律に規定する手続に従い、監察活動における関係する問題について、質問又は質疑をすることができる。

第六十一条

【原文】监察机关应当依法公开监察工作信息，接受民主监督、社会监督、舆论监督。

【訳文】監察機関は、法に基づき監察活動の情報を公開し、民主的監督、社会的監督及び世論による監督を受けなければならない。

第六十二条

【原文】 监察机关根据工作需要，可以从各方面代表中聘请特约监察员。特约监察员按照规定对监察机关及其工作人员履行职责情况实行监督。

【訳文】 監察機関は、業務上の必要に応じ、各方面の代表の中から特約監察員を招聘することができる。特約監察員は、規定に従い、監察機関及びその職員の職責の履行状況について監督を行う。

第六十三条

【原文】 监察机关通过设立内部专门的监督机构等方式，加强对监察人员执行职务和遵守法律情况的监督，建设忠诚、干净、担当的监察队伍。

【訳文】 監察機関は、内部に専門の監督機構を設ける等の方式により、監察人員の職務の執行及び法律の遵守の状況に対する監督を強化し、忠誠、清廉、かつ責任を担う監察隊伍を建設する。

第六十四条

【原文】 监察人员涉嫌严重职务违法或者职务犯罪，为防止造成更为严重的后果或者恶劣影响，监察机关经依法审批，可以对其采取禁闭措施。禁闭的期限不得超过七日。

【訳文】 監察人員に重大な職務違法又は職務犯罪の嫌疑がある場合において、より重大な結果又は悪質な影響が生じることを防止するため、監察機関は、法に基づく審査承認を経て、その者に対して禁閉の措置をとることができる。禁閉の期間は、7 日を超えてはならない。

【原文】 被禁闭人员应当配合监察机关调查。监察机关经调查发现被禁闭人员符合管护或者留置条件的，可以对其采取管护或者留置措施。

【訳文】 禁閉を受けた者は、監察機関の調査に協力しなければならない。監察機関は、調査を経て、禁閉を受けた者が管护又は留置の要件に該当することを発見したときは、その者に対して管护又は留置の措置をとることができる。

【原文】 本法第五十条的规定，适用于禁闭措施。

【訳文】 この法律第 50 条の規定は、禁閉の措置について適用する。

第六十五条

【原文】 监察人员必须模范遵守宪法和法律，忠于职守、秉公执法，清正廉洁、保守秘密；必须具有良好的政治素质，熟悉监察业务，具备运用法律、法规、政策和调查取证等能力，自觉接受监督。

【訳文】 監察人員は、模範的に憲法及び法律を遵守し、職務に忠実であり、公正に法を執行し、清廉潔白であり、秘密を保持しなければならない、良好な政治的資質を備え、監察業務に精通し、法律、法規、政策及び調査・証拠収集等を運用する能力を備え、自覚的に監督を受けなければならない。

第六十六条

【原文】 对于监察人员打听案情、过问案件、说情干预的，办理监察事项的监察人员应当及时报告。有关情况应当登记备案。

【訳文】 監察人員が事件の内容を探り、事件に口出しし、又は取りなしをして干渉したときは、監察事項を処理する監察人員は、速やかに報告しなければならない。関係する状況は、登記して記録にとどめなければならない。

【原文】 发现办理监察事项的监察人员未经批准接触被调查人、涉案人员及其特定关系人，或者存在交往情形的，知情人应当及时报告。有关情况应当登记备案。

【訳文】 監察事項を処理する監察人員が、承認を経ずに被調査人、事件関係者若しくはその特定関係者と接触し、又はこれらの者と交際していることを発見したときは、事情を知る者は、速やかに報告しなければならない。関係する状況は、登記して記録にとどめなければならない。

第六十七条

【原文】 办理监察事项的监察人员有下列情形之一的，应当自行回避，监察对象、检举人及其他有关人员也有权要求其回避：

【訳文】 監察事項を処理する監察人員は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、自ら回避しなければならない、監察対象者、告発者その他の関係者も、その者の回避を求める権利を有する。

【原文】（一）是监察对象或者检举人的近亲属的；

【訳文】（1）監察対象者又は告発者の近親者であるとき。

【原文】（二）担任过本案的证人的；

【訳文】（2）当該事件の証人となったことがあるとき。

【原文】（三）本人或者其近亲属与办理的监察事项有利害关系的；

【訳文】（3）本人又はその近親者が処理する監察事項と利害関係を有するとき。

【原文】（四）有可能影响监察事项公正处理的其他情形的。

【訳文】（4）その他監察事項の公正な処理に影響を及ぼすおそれのある事由があるとき。

第六十八条

【原文】 监察机关涉密人员离岗离职后，应当遵守脱密期管理规定，严格履行保密义务，不得泄露相关秘密。

【訳文】 監察機関の秘密取扱者は、離職し、又は退職した後、秘密解除期間の管理に関する規定を遵守し、守秘義務を厳格に履行しなければならない、関係する秘密を漏らしてはならない。

【原文】 监察人员辞职、退休三年内，不得从事与监察和司法工作相关联且可能发生利益冲突的职业。

【訳文】 監察人員は、辞職し、又は退職してから 3 年以内は、監察及び司法の業務に関連し、かつ、利益相反が生じるおそれのある職業に従事してはならない。

第六十九条

【原文】 监察机关及其工作人员有下列行为之一的，被调查人及其近亲属、利害关系人有权向该机关申诉：

【訳文】 監察機関及びその職員に次の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、被調査人及びその近親者並びに利害関係人は、当該機関に申立てをする権利を有する。

【原文】 （一）采取强制到案、责令候查、管护、留置或者禁闭措施法定期限届满，不予以解除或者变更的；

【訳文】 （1）強制到案、責令候査、管護、留置又は禁閉の措置をとり、法定の期間が満了したにもかかわらず、解除し、又は変更しないこと。

【原文】 （二）查封、扣押、冻结与案件无关或者明显超出涉案范围的财物的；

【訳文】 （2）事件と無関係の財物又は事件に係る範囲を明らかに超える財物を封印し、差し押さえ、又は凍結したこと。

【原文】 （三）应当解除查封、扣押、冻结措施而不解除的；

【訳文】 （3）封印、差押え又は凍結の措置を解除すべきであるにもかかわらず、解除しないこと。

【原文】 （四）贪污、挪用、私分、调换或者违反规定使用查封、扣押、冻结的财物的；

【訳文】 （4）封印し、差し押さえ、又は凍結した財物を横領し、流用し、私的に分配し、すり替え、又は規定に違反して使用したこと。

【原文】（五）利用职权非法干扰企业生产经营或者侵害企业经营者人身权利、财产权利和其他合法权益的；

【訳文】（5）職権を利用して企業の生産経営に違法に干渉し、又は企業経営者の人身の権利、財産の権利その他の合法的な権益を侵害したこと。

【原文】（六）其他违反法律法规、侵害被调查人合法权益的行为。

【訳文】（6）その他法律法規に違反し、被調査人の合法的な権益を侵害する行為

【原文】受理申诉的监察机关应当在受理申诉之日起一个月内作出处理决定。申诉人对处理决定不服的，可以在收到处理决定之日起一个月内向上一级监察机关申请复查，上一级监察机关应当在收到复查申请之日起二个月内作出处理决定，情况属实的，及时予以纠正。

【訳文】申立てを受理した監察機関は、申立てを受理した日から1か月以内に処理決定をしなければならない。申立人は、処理決定に不服があるときは、処理決定を受け取った日から1か月以内に1級上の監察機関に再調査を申請することができ、1級上の監察機関は、再調査の申請を受け取った日から2か月以内に処理決定をし、申立ての内容が事実であるときは、速やかに是正しなければならない。

第七十条

【原文】对调查工作结束后发现立案依据不充分或者失实，案件处置出现重大失误，监察人员严重违法的，应当追究负有责任的领导人员和直接责任人员的责任。

【訳文】調査活動が終了した後に、立案の根拠が不十分であり、若しくは事実に反すること、事件の処置に重大な過誤が生じたこと、又は監察人員に重大な違法があったことが判明したときは、責任を負う指導者及び直接の責任者の責任を追及しなければならない。

第 8 章 法律責任（第八章 法律責任）

第七十一条

【原文】 有关单位拒不执行监察机关作出的处理决定，或者无正当理由拒不采纳监察建议的，由其主管部门、上级机关责令改正，对单位给予通报批评；对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予处理。

【訳文】 関係する法人その他の団体が、監察機関がした処理決定の執行を拒み、又は正当な理由なく監察建議の採用を拒んだときは、その主管部門又は上級機関が是正を命じ、当該法人その他の団体に対して通報批判を与え、責任を負う指導者及び直接の責任者に対しては、法に基づき処理を与える。

第七十二条

【原文】 有关人员违反本法规定，有下列行为之一的，由其所在单位、主管部门、上级机关或者监察机关责令改正，依法给予处理：

【訳文】 関係者がこの法律の規定に違反し、次の各号に掲げる行為のいずれかをしたときは、その所属する法人その他の団体、主管部門、上級機関又は監察機関が是正を命じ、法に基づき処理を与える。

【原文】 （一）不按要求提供有关材料，拒绝、阻碍调查措施实施等拒不配合监察机关调查的；

【訳文】 （1）要求に従い関係する資料を提供せず、調査措置の実施を拒み、又は妨害する等、監察機関の調査への協力を拒むこと。

【原文】 （二）提供虚假情况，掩盖事实真相的；

【訳文】 （2）虚偽の状況を提供し、事実の真相を隠蔽すること。

【原文】 （三）串供或者伪造、隐匿、毁灭证据的；

【訳文】 （3）口裏合わせをし、又は証拠を偽造し、隠匿し、若しくは隠滅すること。

【原文】（四）阻止他人揭发检举、提供证据的；

【訳文】（4）他人が摘発し、告発し、又は証拠を提供することを阻止すること。

【原文】（五）其他违反本法规定的行为，情节严重的。

【訳文】（5）その他この法律の規定に違反する行為であって、情状が重いもの

第七十三条

【原文】 监察对象对控告人、检举人、证人或者监察人员进行报复陷害的；控告人、检举人、证人捏造事实诬告陷害监察对象的，依法给予处理。

【訳文】 監察対象者が告訴人、告発者、証人又は監察人員に対して報復し、陥れたとき、及び告訴人、告発者又は証人が事実を捏造して監察対象者を誣告し、陥れたときは、法に基づき処理を与える。

第七十四条

【原文】 监察机关及其工作人员有下列行为之一的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予处理：

【訳文】 監察機関及びその職員に次の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、責任を負う指導者及び直接の責任者に対して、法に基づき処理を与える。

【原文】（一）未经批准、授权处置问题线索，发现重大案情隐瞒不报，或者私自留存、处理涉案材料的；

【訳文】（1）承認又は授權を経ずに問題の手がかりを処置し、重大な事件の内容を発見しながら隠して報告せず、又は事件関係資料を私的に留め置き、若しくは処理すること。

【原文】（二）利用职权或者职务上的影响干预调查工作、以案谋私的；

【訳文】（2）職権又は職務上の影響力を利用して調査活動に干渉し、事件を利用して私利を図ること。

【原文】（三）违法窃取、泄露调查工作信息，或者泄露举报事项、举报受理情况以及举报人信息的；

【訳文】（3）違法に調査活動の情報を窃取し、若しくは漏洩し、又は通報事項、通報の受理状況若しくは通報者の情報を漏洩すること。

【原文】（四）对被调查人或者涉案人员逼供、诱供，或者侮辱、打骂、虐待、体罚或者变相体罚的；

【訳文】（4）被調査人又は事件関係者に対して自白を強要し、若しくは誘導し、又は侮辱し、殴打し、罵倒し、虐待し、体罰を加え、若しくは形を変えて体罰を加えること。

【原文】（五）违反规定处置查封、扣押、冻结的财物的；

【訳文】（5）規定に違反して封印し、差し押さえ、又は凍結した財物を処置すること。

【原文】（六）违反规定发生办案安全事故，或者发生安全事故后隐瞒不报、报告失实、处置不当的；

【訳文】（6）規定に違反して事件処理上の安全事故を発生させ、又は安全事故の発生後に隠して報告せず、虚偽の報告をし、若しくは不適切な処置をすること。

【原文】（七）违反规定采取强制到案、责令候查、管护、留置或者禁闭措施，或者法定期限届满，不予以解除或者变更的；

【訳文】（7）規定に違反して強制到案、責令候査、管護、留置若しくは禁閉の措置を取り、又は法定の期間が満了したにもかかわらず解除し、若しくは変更しないこと。

【原文】（八）违反规定采取技术调查、限制出境措施，或者不按规定解除技术调查、限制出境措施的；

【訳文】（8）規定に違反して技術調査若しくは出国制限の措置をとり、又は規定に従い技術調査若しくは出国制限の措置を解除しないこと。

【原文】（九）利用职权非法干扰企业生产经营或者侵害企业经营者人身权利、财产权利和其他合法权益的；

【訳文】（9）職権を利用して企業の生産経営に違法に干渉し、又は企業経営者の人身の権利、財産の権利その他の合法的な権益を侵害すること。

【原文】（十）其他滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的行为。

【訳文】（10）その他職権を濫用し、職務を怠り、又は私情により不正をする行為

第七十五条

【原文】违反本法规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】この法律の規定に違反し、犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第七十六条

【原文】监察机关及其工作人员行使职权，侵犯公民、法人和其他组织的合法权益造成损害的，依法给予国家赔偿。

【訳文】監察機関及びその職員が職権を行使し、公民、法人その他の組織の合法的な権益を侵害して損害を生じさせたときは、法に基づき国家賠償を与える。

第9章 附則（第九章 附則）

第七十七条

【原文】中国人民解放军和中国人民武装警察部队开展监察工作，由中央军事委员会根据本法制定具体规定。

【訳文】 中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊が監察活動を行うについては、中央軍事委員会がこの法律に基づき具体的な規定を定める。

第七十八条

【原文】 本法自公布之日起施行。《中华人民共和国行政监察法》同时废止。

【訳文】 この法律は、公布の日から施行する。「中華人民共和國行政監察法」は、同時に廃止する。

訳注：現行性について。本法は、2018 年 3 月 20 日に第 13 期全国人民代表大会第 1 回会議で採択され（主席令第 3 号）、2024 年 12 月 25 日の第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 13 回会議で採択された「《中华人民共和国监察法》の改正に関する決定」（主席令第 42 号）により改正された（2025 年 6 月 1 日施行）。本訳は、改正後の条文による。2026 年 10 月 6 日現在、2024 年改正版が現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で表題検索し、「中华人民共和国监察法(2024 修正)」が「现行有效法律 全国人大常委会 中华人民共和国主席令第 42 号 2024.12.25 公布 2025.06.01 施行」、2018 年版が「已被修改」と表示されることを確認（2026 年 10 月 6 日）。）。なお、本法の下位規範として、国家監察委員会「中华人民共和国监察法实施条例(2025 修订)」（2025 年 6 月 1 日公布・施行）が現行有効として登録されている（本訳の対象外）。